第1章 女性書札礼以前

◆書札礼とは

- ・中世の書札礼は、扇・短冊・色紙など書状以外の作法や筆道心得なども含むが、一般に書札礼とは「書状の形式・用語に関わる規範および礼法」で、「書簡作法」ともいう。
- ・成文化された女性書札礼は存在しなかったものの、平安時代の女文には一定のルールや社会的慣行が見られた。橘氏の指摘では、手紙の書止に「あなかしこ」と記したり、手紙の返信に「かしこまりて、うけたまはりぬ」と記す習慣や、差出書・宛書は書いても「日付」を書かない原則も一般化しており、用紙にも種々決まりがあった。
- ・単独かつ体系的な女性書札礼が成立するのは、男性一般の書札礼成立の約350年後*2。
- ・女性の書札礼の遅れは、女性礼法書と連動するものと考えられるが、橘氏は、女文(仮名消息)の書簡作法がすぐに成立しなかった理由についてこう説く*3。

漢文の手紙については、『書札礼』や『弘安礼節』のやうな書簡作法が著されたが、かな消息については、その種のものは制定されなかった。それは、漢文の手紙は文書としての公的性格を帯びることが多かつたのに比して、かな消息は私的通信文に徹する性格があつた故と思はれる。

また、次のようにも述べている*4。

男性の書状が前述の通り公文書的性格を帯びるやうになつたために厳密な書式が需められるやうになつたのに対し、女流の仮名消息は、私的通信文としての性格を保つてゐたために、普遍的な書式が要請される理由がなかつたためと思はれる。

- → 男性一般の書札礼なり礼法なりが公的性格が強かったのに対し、女性のそれは私的性格が強く、個人間のマナーの域を出ることがなく、その結果、女性書札礼が書物に編まれることがなかったのである。
- ◆書札礼の分類 *真下三郎『書簡用語の研究*5』による。

[男性用]

- ②武家用(鎌倉~室町時代)…鎌倉初期『消息詞*6』、鎌倉初期~室町末期『玉章秘伝抄*7』、室町時代『麒麟抄増補』、 室町初期『書札作法抄』『今川了俊書札礼』、室町中期『三議一統大雙紙』『細川家書札 抄』『書大体』『大舘常興書札抄』、室町後期『宗五大艸紙』『伊勢加賀守貞満筆記』、室町 末期『常照愚草』『道照愚草』『書簡故実』『曽我兵庫頭八十五筒条品々不好事』
- ③僧家用(鎌倉~室町時代)
- ④庶民用(江戸時代)

[女性用]

- ①女官用(室町時代末期か)
- ②奥向用(室町時代末期か)
- ③庶民用(江戸時代)
- •書札礼は平安末期以前に公家から始まった考えられ、現存最古の公家用書札礼は鎌倉初期の『消息耳底秘抄』。
- ・鎌倉時代には公家にならって武家用・僧家用書札礼が誕生、徐々に公家風から脱却して独自の書札礼へと発展。
- •江戸時代は、書札礼のみならず礼法全般が庶民化した時代。町人を始めとする庶民の手紙の機会が急増し、伝統的な武家用書札礼の影響を受けながら徐々に庶民にふさわしい書札礼が整備された。
- ・女性書札礼が独自の体系を備え始めるのは室町末期。体系的な女性礼法が成立したのとほぼ同時期で、男性書札礼に比べてかなり遅い。それ以前は男性から女性宛の場合の作法のみで、純粋に女性のための書札礼ではなかった。

◆公家方書札礼

- ○最初の書札礼『消息耳底秘抄*®』 → 女房奉書に携わる内侍など特定の役職の女性を念頭に置いて編んだものと考えられるが*®、書簡の用具・用法・体裁・書法・用語などを綴った59項中に女性宛の手紙に関する作法が見られる。
 - ①女房のもとへやる立文*10 は上を長くひねる。(11条「立紙事」)
 - ②女房への手紙には懸紙を使う。…関所を越さない(近辺への)手紙でも封じ目を結ぶ。また、仮名文の書止には概ね「穴賢々々」と書く。仮名消息を巻く場合には、三分の一程を折り返して巻く。…(30条「女房許へノ消息事」)
 - ③女房へやる手紙は二枚に書いて立文にする。(56条「女房消息事」)
- → 男性宛・女性宛の作法の相違や、仮名文の書止に「穴賢」を用いる原則が存在していたことが分かる。
- ○鎌倉初期(仁治3年~宝治2年=1242~48)と推定される『書札礼**1』にも、女性宛の手紙についての記載(「女房の許へ遣わす状」)が見られ、手紙の包紙や封じ目、表書きなどの作法を記す*2。
- ○室町末期の永禄~元亀頃(1558~72)に三光院内大臣作の有職故実書『三内□決』*13 には「女房奉書事」の一項があり、天皇の仰せを女官(勾当内侍*宮中における事務処理全般を統括)が認めた「女房消息」の格付けを定める。

◆武家方書札礼

- ○鎌倉時代の武家方書札礼で体系的かつ最古の『玉章秘伝抄*14』(上巻)には次の記載がある。
 - ①女性宛の立文は二枚に書く。また、女性宛の手紙は特別に上の部分を長くしてひねる。
 - ②仮名文の「穴腎」は準漢文体の「恐々謹言」と同礼である。

鎌倉時代の武家においては一般に、上輩へは「恐惶謹言」、下輩へは「謹言」を使用し、「恐々謹言」は同等であった。従って、「穴賢」は差出人と宛名人が同等の場合に使う書止語ということになる。

- ○室町時代初期の『書札作法抄*¹⁵』は世尊寺流を「当家流」とする武家で用いられた書札礼で、従来には見られなかった新しい式法も加わっており、全28条中には女文やその他についての興味深い記述も見える。
 - ①男女を問わず手紙には日付を正しく書く。(14条)
 - ②漢字の手紙文に「アナカシク(穴賢)」は必ずしも不相応ではない。また、党の手紙は仮名文が本意だが、稽古のためには漢字でも差し支えない。時と場合によるのであって一様に考えるべきものではない。(15条)
 - ③手紙には不吉な字を書かない。例えば、病家への手紙には「子細無く」ではなく「相違無く」と書く(「子細」の「シ」音が「死」に通じる)。(16条)
 - ④畳学(同じ漢字を繰り返した語句 * 「堂々」 「各々」など) は仮名書きしない。仮名文には返り点を打たない。漢字主体の仮名交じり文では支障ないが、仮名主体の漢字交じり文には返り点は打たない。(20条)
 - ⑤主人から家人への手紙には「穴賢」または「謹言」と書く。(21条)
 - ⑥日常の手紙文には物の異名、特に月の異名をみだりに書いてはならない。今日の手紙は「詞スクナクテ理ノ早ク聞ユル」のが一番である。昔は事の次第を先にして最後に要件を述べたが、今は要件を先に述べてから理由を簡潔に書くのが順序である。(27条)
- ○室町初期作『今川了俊書札礼*16』冒頭に「書札礼之事。此事。当世ハ以之外乱候て」とあり、当時の状況を伝える。本書はそれを嘆いた今川了俊が書止・上所・脇付という書簡用語の要を述べたもので、注目すべきは、例文も掲げながら「散らし書き」について比較的詳しく説いたことである(男性から女性宛の手紙に散らし書きを用いたことも分かる)。
 - ①散らし書きは女房の文以外にはあってはならない。散らし書きは「懸想文(恋文)」から始まったとの説がある。
 - ②恋文は目がくらむ程に散らさず、読みやすく書く。文面もわざとらしくなく、大げさでないのがよい。
 - ③女房たちへやる手紙は、相手が上臈(貴婦人)の場合は、側近く仕える女房たちの名を書いて、それに続けて「申させ給へ」と書き、その下に自分の名(上の字を仮名、下の字を漢字にして)書く。文章も女房に対する言葉遣いで綴る。文末には「此よし御心得候て御申候へ。あなかしく」などのように書く。また、同等の相手ならば、言葉使いを丁寧に、散らし書きや並べ書きで書く。恋文風に書くのが不適当な場合は、文字を散らして書いても文面は男言葉のままで書けばよい。
- ○以上のほか、大永8年(1528)の武家故実書『宗五大艸紙**「』中の「書札之事」、天文2年(1533)の武家用書札礼『伊勢加賀守貞満筆記**『』などにも、女性書札礼が説かれており、書簡形式・用語・作法等が細かく規定されていった。

第2章 女性書札礼の成立

・公武の書札礼の変遷の末、本格的な女性書札礼が室町後期に成立 →『女房進退』『女房筆法』*19。

◆女房進退

「女房衆のしつけの事」を主とし、食礼や給仕作法、四季衣装、書簡作法について記し、その末尾に「みづしだな(御厨子棚)のかざり物之事 | 「くろだな(黒棚)のかざり物之事 | の2項を加えた女性礼法書。

- ①敬うべき女性への手紙には「…申させたまへ」と書くが、一段と強く敬意を表すには「披露書」といって、側近く仕える女性の名前を書いて「…人々御中」などと書く。「御返事」は相手を下げた表現である。また、「まいらせ候」と書いて相手の名を書かなかったり、自分の名を書いて「○○より」と書くのは、相手が自分より下位の場合である。
- ②手紙の上巻は2枚包みが上位で、1枚は下位。ひねり目に墨を付けて長々と一筋引くこともある。遠方への手紙には月日を上書する。また、立文の上下は同じ程にする。
- ③敬う相手には、「御女はう衆、なをたれ殿」と書き、文末も「御心へ候て申させたまへ」とか「御心へ候て可被申入候」「御心得候て可被申入候」と書く。
- ④男性より女性への手紙には、いかにもそっけない男言葉で書く。男文を仮名に改めて書くのであって、男文の中に仮名を混ぜてはいけない。
- ⑤恋文(感想文)は通常の言葉が良い。古歌などを用いても仰々しくならないように書く。和歌は散らし書きにしたり、 文章中に織り込んで綴る。
- ⑥男女とも料紙を四季によって使い分ける。貴人には上質の料紙、同輩・下輩へは自分と同格の料紙にする。
- ①上書は高貴な相手ほど上げて書く。文面の墨色は貴人は薄墨、下輩は墨黒に書く。相手が自分より上位であれば自分の名前は濃く書き、相手が下位であれば自分の名を薄く書く。
- ⑧女性の手紙は上包に色水引をする。男は白水引である。
- ⑨文の端は約2寸8分か3寸ほどあけ、手紙の末尾は3行ほど裏に返して折る。
- ⑩腰文も敬う相手には上方で封をし、下輩には下げて封をする。封じ目の墨も2本が敬いである。
- ⑪弔状には返事は不要である。また、封じ目の墨や端書も禁物である。
- ⑫婚礼祝儀状には、「やがて々々」「又候」「なお々々」と書いてはならない。
- ⑬文面の字頭の上に書いてはならない。上がりすぎるのも見苦しいので、料紙の程良く書く。

以上のほかにも、手紙の上包や用紙の余白の広さ、封の仕方、弔状や婚礼状など種々の作法が記されている。男性書札礼に比べて簡単だが、女文の作法は従来よりも詳しくなっている。

◆女房筆法

女性の手紙と目録の書き方、また四季衣装を中心に綴った女性礼法書で、前半部「女房文かきやう」に次のような書札礼を含む。

- ①男性から女性宛の手紙に「まゐる申給へ」と書くのは敬いである。男性同士のように堅い文言で書くべきでないが、 女房言葉は使ってはならない。
- ②脇付の上下は、「まゐる人々申給へ」「人々申給へ」「まゐる申給へ」「まゐるまいらせ給へし」「まゐるへし」「まゐる」「まゐらせ候」の順である。
- ③差出人の名前は上の字を仮名、下の字を漢字で書く。名字にも仮名を混ぜる。
- ④脇付を付けない場合の書止は男女とも同様で、互いの上下関係を考えて書く。
- ⑤手紙の上巻は2枚にするのが礼で、1枚は略儀である。ひねり目に墨を長く2本引く。遠方への手紙なら上巻の裏に月日を小さく書く。立文の上下は同じ程に折る。巻文の奥は3行折ってさらに1行を表へ折り返す。
- ⑥貴人への手紙は、伺候する女房宛にして「○○とのへ申給へ」と脇付を書く。また文末は「御こゝろへ候て申給へ」とか「御こゝろへ候て申入られ候へく」のように結んで、「あなかしこ」の書止を置く。
- ⑦料紙は四季によって使い分ける。また、手紙の封じ目に墨を引く。
- ⑧稚児・若衆への手紙(懸想文)は、通常の言葉が良い。人によって古歌の言葉を巧みに採り入れて綴っても良い。*以下『女房進退』と同様。

- ⑨上臈への手紙は召使いの女房宛に書き、脇付を「色々まゐる申給へ」のようにする。中臈は一般に「中しやうの御局へ申給へ」のようにするが、中臈でも特に高位の中臈頭には例えば「春日殿へまゐる申給へ」「春日御局へまゐる申給へ」のように書く。
- ⑩散らし書きは、散らし方が難しいので言葉では説明しにくい。*具体的な説明はない。

中世以来、書札礼のほとんどが「男性から女性への手紙」についての記載に終始し、女性書札礼には多く言及されることがなかったが、『女房進退』『女房筆法』といった礼法書に初めて一通りの女性書札礼が見られるようになった。すなわち、室町末期から近世初頭にかけてようやく、礼法や書札礼が女性に欠かせない一般教養と考えられるようになり、女性用の書札礼が成文化されるに至ったのである。

【『女房筆法』と『女房進退』の相違】 *いずれも続群書類従完成会『続群書類従』24輯下所収

女 房 筆 法	女 房 進 退
(室町後期 *1530~60頃)	(室町末期)
○大永8年(1528)編『宗五大艸紙』から女性礼法を抽出してや	○『女房筆法』を大幅に改変(『宗五大艸紙』との関連性が稀薄)
や増補(26条中18条=69%が模倣)	
○本文中に伊勢貞陸(1463~1521)の例文を紹介しそれを範と	○「女房衆のしつけの事」に「今川殿の家のりうには…」あるいは
する。また、15世紀末を「むかし」と呼び、当時の伊勢流故実を	「六かく殿ノ家ノりうには…」として今川流や六角流の故実を紹
指針とする。目録書式でも伊勢石京売貞遠(1469~87頃)を紹	介し、「伊勢殿の書物にもあり」と記す
介し、当時の故実を典拠とする。	→『女房進退』は、伊勢家・六角家・今川家のいずれでもなく、
	従来の故実書を統合するべく第三者的立場から編まれた可能性
	が高い。
○書札礼と時服(四季衣装)中心の内容	○食礼•給仕方礼法、座作進退、語彙•数量呼称、時服、書札礼、飾
	り物など衣食住全般にわたる内容
○男性の視点が色濃い女性書札礼で、待遇表現が多彩	○女性の視点が色濃い女性書札礼
→ 脇付が「まゐる人々申給へ」「人々申給へ」「まゐる申給	→ 脇付が「人々御中」「申させたまへ」の2段階
へ」「まゐるまいらせ給へし」「まゐるへし」「まゐる」「まゐらせ	
候」の7段階	
*『宗五大艸紙』は「参る申給へ」「参るへし」「参る」の3段階	
○伊勢流中心の記述で、『宗五大艸紙』の影響大。作者は伊勢流	○『宗五大艸紙』や『女房筆法』の影響も見られるが、諸流の故実
故実家か。特に15世紀後半の故実を伊勢流礼法を典拠とする。	を統合しようとする姿勢が濃厚。
	○公武•諸流•男女•上下•老若•古今など礼法•故実の多様性に触
	れる。作者は明らかに伊勢家・今川家・六角家以外の人物。
○「□伝あり」などの秘伝的記述が全くなく、具体的記述が多	○「□伝あり」「子細あり」として具体的内容に触れない箇所が
<i>∖ ∖</i> .	極めて多い。女性礼法の統合を意識した本書では、諸流における
	作法の微細な区別を割愛したものと思われる。「あまりにことお
	ゝき間、しるしがたし。大かたかくのぶんなり…」と、煩雑な記述を
	避ける意識が見られる。

【補注】『女房筆法』は『宗五大艸紙』のうち上臈などに必要な女性礼法だけを抽出して、さらに若干の増補を加えたものである。室町幕府の要職名をそのまま踏襲・引用することからすれば、少なくとも管領職が実際に存在した時代、すなわち永禄6年(1563)以前に編まれたと見られるので、『女房筆法』は概ね室町後期、より絞り込むなら1530~60年頃の成立と見てよかろう。いずれにしても、『女房筆法』と『宗五大艸紙』の関係に比べると、『女房進退』と『宗五大艸紙』の関係は稀薄である。また、『女房進退』に特有の「口伝あり」といった記載は『女房筆法』『宗五大艸紙』にもほとんど見られず、『女房進退』における秘伝的記述は食礼・四季時服など特定の内容に偏っている。従って、『宗五大艸紙』から比較的近い時期に『女房筆法』が編まれ、さらに室町末期~安土桃山期に、食礼や給仕方礼法などが加わったより体系的な女性礼法書である『女房進退』が成立したと推定できる。

第3章 女性書札礼の展開

- •寛永11年(1634)11月の『小笠原流法式』(「女中もしつけの事」を含む)の識語に「たけんあるまじきもの也」*20
- → 江戸初期の礼法は秘伝的性格が濃厚、ごく限られた人々のためのもの。諸家により礼法の流儀がまちまちなことは、近世最初の女性礼法書『女諸礼集』*21 跋文「女之躾方干世雖在数多」も示唆する。

◆女諸礼集

・公刊された最初の女性礼法書。江戸前・中期に大いに普及し、後続の女性礼法書へ決定的な影響を与えた。従来、家々の「秘伝」とされてきた女性礼法を公開。江戸前期だけで5種以上の板種 → 女性礼法書に対する需要の高さ。・ただし、次のように書札礼を全く含まず*22 → 小笠原流礼法書で常に書札礼が重視された*23 のとは対照的。

1巻…五節句や四季、四季時服についてや、食礼・給仕作法全般

2巻…宮仕えする女性の嗜みや作法一般

3巻…結納から婚式当日の輿入れまでの手順・作法

4巻…婚礼祝言儀式のあらまし、婚礼道具(御厨子・黒棚)の飾り方、女性の眉作りや鉄漿付

5巻…産前・産後の心得、通過儀礼

6巻…銚子・提子などの酌の仕方

7巻…進上物の積み方・飾り方、飾り台寸法、宮中女性の称号、服忌全般

◆をむなか>見(女鏡秘伝書)

- •女性書札礼を含む刊本最古の文献。慶安3年(1650)刊。
- ・中巻「ふみの書やう上中下の事」に上中下別の消息例文 → 中世の書札礼書には見られない具体性と実用性。
- •同項末尾で「内のをんなとものやくたるゆへ、その身しらせたまはずとてもくるしからぬ事なり」とあるように、本書は 上流階級の女性向けであったが、本書の書札礼は次のようなもの。
 - ①女性の手紙は仮名書きにする。言葉の字音(音読み:山・川など)ではなく字訓(訓読み。漢字の日本語としての読み: 山・川など)を用いる。
 - ②手紙は相手によって書き分ける。
 - ③愛敬のある文面を心掛ける。若いうちはあまりに細やかで艶めかし過ぎず、穏当なのがよい。年輩なら細やかで愛敬のあるのがよい。
 - ④返書(追伸文)を必ず書く。特に祝儀文には必要。婚礼祝儀状(初めて送る文)や弔状に「返す」「重ねて」は禁物。
 - ⑤用紙は一重ねで、上包みのうえ水引で結び、熨斗などを添える。魚などを贈る文や弔状には熨斗は不要。出家者には熨斗ではなく昆布を添える。手紙は文箱に入れる。親子のように親しい間柄なら結び文でよい。
- ・①上輩(公方方・皇室方・大名高家の貴婦人クラスの披露文)、②上輩(披露文ではなく直接に送る手紙文。舅・姑・男衆)、 ②同輩(気安い間柄)、②同輩(②よりやや下位)、③下輩(③より高位)、②下輩(身内の者や実の父母など)の6段階の例 文、また、文言・書止・脇付、差出人名・宛名の字高を変えて尊卑を書き分け、待遇表現を具体的に示した最初の書札礼。
- •ただし、以上の例文は一つの模範に過ぎず、実際は、相手との関係やその時々の状況に応じて、微妙に文言を変えるべきことを強調する点も、現実的で行き届いた配慮。
 - ○かやうのふみも一すぢには申がたし。いゑいゑにかきならはせるていもあり。また、ときうつり侍ればそのときどき のていにしたかふべし。(4丁才)
 - ○さきのあいてによりてすこしづいのこいろへあるべし。…さだまれるやうにてさだまらず。人々のこいろにまかせたま
 ふべし。(5丁オ)
 - ○さきのくらゐ、こなたのくらゐによりてかきやうさま々々あるべし。一すぢには申かたし。…かやうのものは、いゑい ゑのしつけによりてすこしづゝかはれり。(7丁オ~ウ)

◆女式目

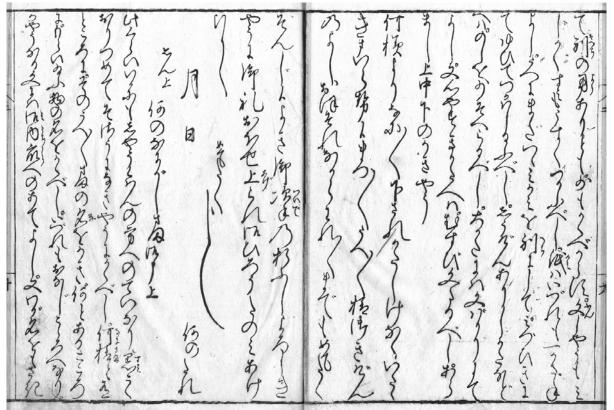
- •万治3年(1660)2月、京都書肆・野田弥兵衛刊『女式目・儒仏物語』3巻3冊(「女式目」2巻、「儒仏物語」1巻)。編者は「儒仏物語」末尾の最登波留(野田基春)で板元自身*24。
- ・本書の随所に『をむなか、見』の影響が見られることから、『をむなか、見』も板元(野田弥兵衛)の手になったと推定される。下巻の「文かき給ふべき上中下の事」「文ことはおなじやうなる事」でより丁寧な女性書札礼を展開。

文のぶんしやうは、さきの人によりてかはるべし。ことはつゞきのいかにもあいあいしきを本とす。又、わかきあいだはあまりこまやかにこゝかしこの事をかきいれ、したるき(べたついて艶めかしい)ことばなどあるはあしゝ。かるがるしくさつとかき給ふべし。もつとも返すがきすべし。ことにいわゐの文などには「いよいよ」「かさねがさね」とかくべし。さりながら又、しうげんありしかたへはじめてをくるふみには「かへす」といふやうの事いむなり。死したる人のかたへのとふらひふみにもかゝず。なをなをがきをもかくまし。「まいる人々」もあるまじ。たゞとふらひの事ばかりかきて前の用ありとも、少もかくべからす。文しやうもみじかく、すみもうすくつかふべし。紙はいづれも一かさねよし。うへにまたつゝみかみを前にして、みづひきにてゆひてつかはし給ふべし。しうげんありしかたなどへは、のしを少そへらるべし。大かたには文ばかりにてよし。又、心やすきかたへはむすび文たるべし。…

- → 『をむなか、見』とほぼ同内容。
- ・続けて、5通の文例を紹介し、手紙文の上中下の違いを示す → 例文も『をむなか、見』と酷似するが、月日を付記して宛名や脇付の字高を明示した点は実用面での前進。
- ・さらに、「御」の字のくずし加減で①上、②上の下、③中、④中の下、⑤下、⑥下の下の6段階の待遇表現を示す → 例文中の「御」の字も、この基準で微妙にくずし方を変えている。例えば、「御きげん」「御次手」「御礼」など貴人女性に関する語句の「御」は概ね②以上の上輩用であるのに対し、「御ひろう」「御申上」など披露する女性に関わる語句には⑥の下輩用のくずし方になっており、さらに、身内など最も軽い相手には「御」すら付けない。このように、貴人自身を指したり、貴人の行為に関わる語句にはふさわしい表記を厳密に用いるべきとする*25。

このほか、目上の相手ほど念を入れ文字を明らかに書くべきこと、文章もわずかの字句の違いで大いに敬意の程度が変わるため書札礼に通じた女性によく尋ねること、また、手紙を書くことは「かりそめながら一大事の事」であり、「のち々々までものこりて人のめにかゝる事」をよく弁えよと注意する。また、ここで「まへ々々の本にもくはしくしるせり」と言っているのは、『をむなかゝ見』を指すのであろう。

このように『女式目』は、模範例文を示しながら従来のいかなる女性書札礼よりも具体的かつ詳細な説明をしており、 江戸前期を代表する女性書札礼であった。





◆津奈の書札礼(『女書翰初学抄』)

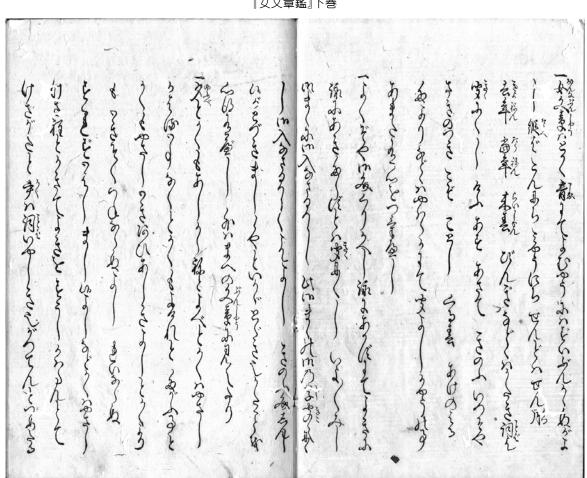
- ・その後四半世紀にわたって目立った女性書札礼はなく、元禄期の『女重宝記』にも具体的な書札礼はない。
- •このような時代に最も多く読まれ、かつ指針となったのが居初津奈の「文かきやうの指南十ヶ条」であった。
- ・これはもと元禄3年(1690)刊『女書翰初学抄』下巻巻末の最少限の書札礼だったが、元禄11年刊『女用文章大成(女用文章綱目)』と元禄12年刊『当流女筆大全(増益女教文章)』にも模倣され、その後の女用文章にも直接・間接に影響を与えており、庶民女性にもかなり普及した書札礼であった。

二十、文かきやうの指南十ヶ条

- ①一、安文はいかにもやさしくあるべし。我先の書にいひたるごとく、安性の文は記すをこゑ(字音)につかはず、読(字訓)にてつかひ給ふべし。縦ば「きのふ」といふを「昨日」といへばこゑ也。「今日」を「けふ」、「一昨日」を「おとつひ」、かやうに有べし。書物さうしなどよみ給はんも此心なり。
- ②一、墨つぎはいかにもこく書は、敬なれども、あまり墨の濃はいやしければ、中位よろしかるべき也。
- ③一、文字くだりは句切よく有べし。於へつきたる字を下へつけてかくは非興の事也。縦は「見事の御・さ・かな下され候*26」、かやうにきれたる事也。「さかな*27」とつゞくべし。又は「ひとひはたまさかの御出にて候へども」を「さか・の・御出・にて・候へ共」。「たまさかの・御出」也。かやうの所にて切、又は墨をつぎたる、あさましき事也。大事の人の名がき、又は其文に第一にいひやる事などは墨をつぐべき也。其外つぎのくだりの於へあげてかゝぬ字あり。「か*28」などの字也。是ははじめにいひたる詞につきたる詞なれば、其くだりにてかきはたすべし。若下つまりてかゝれずは一字にてもそへてかきをくるべし。縦は「何の事誠にて御座候や」、「御座候」よりあげて書べき也。
- ④一、文字の姿をやさしくからんとて、色々にちらして読わきがたきは不礼のいたり。さては点、引、捨、はねなどの所をながく書まじき也。
- ⑤一、文化学やさしからんとて、あまりに子細ある詞は物しりだてにて、みるめもくるしき也。さては今やうの時行詞など随分からぬ様にしたまふべし。
- ⑥一、懇比の詞かく事、さしむかひていふよりも筆にはいはせよきま、誰もかく事成べし。され共、つねざまに其人とのあひさつほどに有べし。常のあひさつより文にてむつまじきは偽り外にあらはにして、心ねつたなく遊女めきたり。ついしみ給ふべし。
- ①一、文の法式さま々々ある事ながら、女性はさのみこまかなる法をたぶし給はずとも越度にはなるまじ。芸ながら、第一祝義の文には返す書ねん比に育べし。旅への文には封をときて、さきの名と我名のきれぬやうにふうじてかき給ふべし。上々うやまひの方へは、勿論披露文なるべし。さきのめしつかはれ人の方へのあて名にして、書とめには「此よしよろしく御披露たのみまいらせ候」とも「此よしよきに御心得」とも「御申上」とも、それよりつぎには「御申給り候べく候」とも「御申給へ。めてたくかしく」とも有べし。うじぶのというやまひは進上書成べし。わき付には「参る人々御申給へ」「誰にても申給へ」「人々申給へ」、「かかうに有べし。
- ⑧一、とふらひ文は整うすくかきて、かへす書なかるべし。もとより「めでたくかしく」もなかるべし。文のうちに「猶」の字、「又は」などのたぐひ、かやうの詞かき給ふべからず。
- ⑨一、 の などに歌かき給はんには、 絵をよけてかき給ふべし。書けしたる、本意なきわざなんめり。
- ⑩一、短冊は上より二寸ばかりをきて書出し給ふべし。下の句のかしらにて墨をつがぬものなり。
- → 第1条は津奈が最も重視した項目。女性らしい文面の基本として「やさしく書く」「字訓を使う」を説く。女文に字音が不適切との指摘は『をむなか、見』にも見えたが、津奈はこの点を強調しており、手紙文における正しい女性語の習得のために『女文章鑑』という女用文章を編んだ。
- → 第2条は墨色の濃淡(『女文章鑑』でも、貴人の名前や手紙の主用件は墨継をして濃く書くべきとする)。一般的に濃く書くのが敬いで、下輩へ書く場合は弔状に限らず薄墨でよく、祝儀状は濃く、弔状は薄く書くのが礼儀だったが、江戸後期の『新増 女諸礼綾錦』も、病気見舞状の「御本復」等の語句は墨黒に大きく書き、病名や「御悩み」等の語句はかすり筆で小さく書くとしている。
- → 第3条は墨継に関連する語句の区切り。単語の途中で改行、墨継、連綿体の断絶をしない。津奈は、手紙における言葉遣いとともに「文字くだり」(改行・墨継・連綿体など)にことさら注意を払う(『女文章鑑』では、このほか「行の第1字を

薄くし2字目での墨継や、行末の1字での墨継をしない」「2行目に4字続けてかすり筆(四字がすり)にしない」「墨継の位 置が各行で揃わない」ことなどを注意する)。

- → 第4条は、散らし書き。「手紙の用件が相手に伝わらないのは本末転倒なので、読み難いほどに散らさない」「子供宛 の手紙はみだりに散らさず、1字1字離して読みやすく書く」等の心得は江戸中期以降によく見られる。なお、本条で「文字 の点、引き、捨て、跳ねを長く書いてはならない」と戒めるのは、当時流行していた妙躰流に対する批判であろう。
- → 第5条は「子細ある詞」や流行語の使用を禁じた一条。第6条は親しみの言葉にも節度あるべきことを諭したもので、 津奈の書札礼は言葉遣いについて徹底している。
- → 第7条は、「返す書き(返ぎ)」から始まって、封じ目、披露状、進上書、脇付までの書簡形式や、上輩宛の手紙までの 最小限の心得。江戸初期以前の書札礼では、上中下別の作法は最も重視され、その点に書札礼の存在理由があったが、 津奈は貴人・上輩への手紙の作法をかなり簡略化した(『女文章鑑』には、「上輩へはひねり文、下輩へは結文にする」「主 人の仰せを仲間(同じ主人に仕える仲間)へ伝える時には、宛名に「さま*29」を使わず、「殿(草書体)」と書く」「主人・貴人 への手紙は本文章に書くべきで、追伸文には書かない」などの記述が見えたが、『女書翰初学抄』では一切省く)。
- → 第8条の弔状は、祝儀状とともに近世の女性書札礼では重視された項目。一般に弔状には端作(冒頭語)を書かず にすぐに弔いの文言から書き始めること、他の用件や追伸文を書かないこと、「まいる人々」といった脇付や差出人を示 す「○○より」の表記をしないこと、2行目に4文字かすり筆で書くこと、文面は7行か9行で書くこと*30、さらに、封じ目に 墨を引かないのが原則だが遠方への手紙なら封じ目を「ノ」(通常は「〆」)とするなどの作法があった。しかし、津奈は これらに言及することなく、墨色、書止、忌み言葉だけに絞っている。
 - → 第9・10条も、伝統的な作法では細々としたきまりがあったのが、要点のみを2行に記す。
- ・津奈の書札礼は簡潔明瞭。女性の手紙の言葉遣い、墨継の位置、語句の句切りや行頭に置かない字、散らし書き、披露 文、進上書など、女性書札礼の基本を10カ条にまとめた点で分かりやすく、広く受け容れられた。
- → 第7条の「女性はさのみこまかなる法をたゞし給はずとも越度にはなるまじ」は一般女性に対しての注意で、右筆な ど特殊な立場の女性に対するものではない。江戸後期に至るまでの間、詳細な女性書札礼も登場したが、それは大方が 男性の作。津奈は一般女性のための書札礼を簡潔に説いた先駆者で、女性書札礼の庶民化に多大な貢献をした。



『女文章鑑』下巻

◆妙躰の書札礼(『難波津』)

長谷川妙躰作、正徳4年(1714)刊『難波津』上巻の ちょちうふみのかき こくろえ こと 「女中文書やう心得の事」も簡潔な書札礼である。

女中文書やう心得の事

- ①つねのふみは奉書にても杉原にても、一かさねにも一枚にも、心ま、に書べし。ちらし書はしほらしき物也。ならべ書も一行は墨ぐろに、一くだりは墨うすくかすらせて書たるもよし。
- ②おさなきかたへのふみはなるほど文学まつたくよくよみわくるやうにかくべし。みだりにもやうよくかいんとて、わけもなくちらし学まじりにかけらせて書たるは、おさなき身にてはえよみわけぬ也。ずいぶんかなにてよみやすきやうにつぶ々々とかくべし。
- ③用事ありてやる文にも、はじめより其用の事をかくはふつゝか也。先大ていに書出し、「そこもと御無事御そくさい、こなたかはらずつゝがなく」なとゝありていを書て、さて思ふ事を墨ぐろにかくべき也。あるひは一かき、「さては」「しかれば」「さ候へは」など、書出してよし。墨いろあまりこきはいやし、又うすきは無礼也。見合たるよし。すみ付のよき紙は少うすくてもくるしからぬもの也。すみ付のあしき紙には少こきがよし。

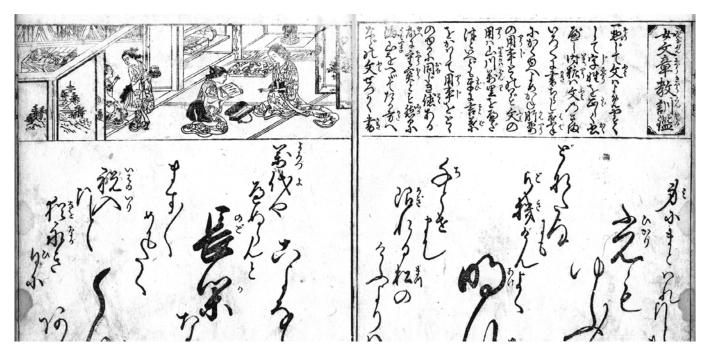


- ④遠所へつかはすふみは、よこふみにずいぶんこまかに書てやるべし。「めてたくかしく」と書留て、次に月日をかくべし。ちかきあたりにてせつせつあふ人のかたへは、あまりこまかならず、さらさらと書べき也。日付もいらず。さりながら、もし大じの用事などいひやる時は月日を書へし。
- ⑥主人、うへうへなどへの文にはずいぶんあがまへて文字たしかに、かりにもひらなることばをかくへからず。さきの名も其かたへ直にはかゝず。披露ふみ成べし。其めしつかひの人の名をかきて、「誰どの参る 御申上」とも「御披露」とも書て、わが名はいかにも下へ引さげて墨ぐろにかくべし。
- ⑥うへうへ充へ用事有ても、又はそせう事有て受さいがたき時、其かたへははいかり有と思はんには、おくにていきいの女中、又は御つぼねかたへあて、「此よし御きけんに御ひろうたのみ入候」「此よしよろしく御取なしたのみまいらせ候」なとい有べし。
- ⑦うへうへ方より下々への文は、墨うすに書へし。さきの名は殿がき成べし。わが名は一字書名にかすかにかくべし。 たとへば「おくに」といはゞ「く」とばかり書べし。「おいち」といはゞ「い」とばかり書たる、よし。大かた主人より内衆なとへやる文には、わがそばにつかふ女の名を書てやる物也。
- ®祝言の文は、紙一かさねに書べし。たて文・よこ文いづれもちらしがき成べし。たて文は表一枚に書て、うらの紙に書をくる事あしし。一枚に引かきて、うらの紙はしらかみにて、うわ書ばかりをかくへし。
- ⑨惣じて、女の手跡はびら々々とくさりたるなわのことく、しどもなき物也。おさなき時よりよくでなる手をならはせてよし。子共の時たしかによき手と見えても、中年になれば書くつすもの也。くつれかいりてはとめどもなく成て、後は我文ながらえよめぬ類おいし。しかし、望れたる器用の人は、だてにうつくしく書なしたるもしほらしし。
- ・最後の一条は書札礼ではなく、筆道理念を示したものであるから、実質的には8カ条の書札礼。
- ・消息における言葉遣いについては、津奈が正しい女性語の使用を強調したのに対して、妙躰は身分差に関わる表現や作法を中心に述べている(種々の状況下での手紙の作法・形式についての記述が中心)。
- ・墨色や墨継については、津奈が特に墨継の位置や連綿体での句切りに注目する一方、妙躰は散らし書きに関する記述が多く、幼児に対する場合の注意や、墨色の濃淡、また祝儀状を必ず散らし書きにすべきことなどを述べる。

◆女消息華文庫

妙躰の『難波津』の影響下にさらに詳しい書札礼が生まれた。それが元文6年(1741)刊『女消息華文庫』の頭書 『女文章教訓鑑』16力条である。作者は内藤玉枝子で、丹羽房書の女筆手本(女用文章)である。各条の要旨を次に紹介するが、『難波津』の影響が顕著な箇条を[難①]のように示した。

- ①総じて手紙は読みやすく、正しい字形で書く。最近は派手に散らして書いたために読みにくく用件が伝えられない のは本末転倒であり無礼である。
- ②通常の手紙は、奉書紙または杉原紙を1枚か2枚重ねで書く。貴人や目上宛の手紙は2枚重ねにする。[難①]
- ③散らし書きは派手に散らさずにつづまやかに書く。遊女の手紙のように前後が分からないほど散らしてはならない。
- ④幼い者への手紙はなるべく仮名文字を使い、正しい文字で読みやすく書く。[難②]
- ⑤手紙文の最初から用件を書くのは不束。相手の安否を問い、当方の無事を伝えたうえで用件を書く。[難③]
- ⑥並べ書きは行ごとに墨の濃淡を変え、文面はやさしく書く。[難①]
- (7)墨色の濃すぎるのは卑しく、薄すぎるのも無礼。用紙の墨付具合を考えて書く。「難③〕
- ⑧世俗に「御げん(御見)」と書くのは無礼の至り。「御げん参」「御げんもじ」と書くべき。
- ⑨遠方への手紙は横文を使い、用件をよく考えて細々と書く。また、月日を記載する。 [難④]
- ⑩近所の者への手紙なら、用件だけをすらすらと書く。大事な用事なら日付を書き入れる。
- ⑪主人や目上の者への手紙は敬いの文面で文字を正しく書く。[難⑤] *他に敬意を示す37の表現を掲げる(省略)。
- ②男性への手紙に散らし書きは無用。細々とは書かかずに、文面はきっぱり、さらっと書く。男性から若い女性への手紙は無用。用件は口上で伝えるか、封じ目をしない口上書で伝える。
- ⑬祝言の手紙は用紙を一重ねにして書く。立文・横文いずれも散らし書き。横文は、表一枚に書き裏へは書かない。裏には名前だけを書く。[難⑧]*他に「祝言文章忌詞」として「返 々、送り、猶々、又々、重而、さる、のく、帰而、うらむ、わかるゝ、はなるゝ、さるゝ、うすうす、さむる、やる、あく、もどす、しまぬ、きらふ、無縁、しりぞく」の21語を列挙。
- (4) 弔状は墨薄く書く。他の用事は別の手紙にする。
- ⑮弔状に「尚々」「めでたくかしく」「参る人々申給へ」「より」などの言葉を書かない。封じ目も書かない。
- ⑩一般に女性の手跡は「びらびらとしどけなき物(女性的で打ち解け、しまりがない)」。幼時より確かな書を習わせる。幼い頃は上手でも、中年になると妙味に傾き、多くは書き崩す。生まれつきの器用が美しく書くのは良いが、不器用なら文字を続けずに読みやすく書くよう心掛けよ。[難⑨]
- ・『難波津』と比べた場合の『女消息華文庫』の特徴は、①従来から重視されてきた貴人宛の披露文や、貴人から下輩への手紙についての記載が割愛されていること、②用件伝達という手紙本来の意義の強調、弔状についての心得や、敬意の言い回しなど具体的用語の紹介が目立つ点である。
 - → 実用性重視の傾向との書札礼の下方への展開を物語る変化(女筆手本類も庶民を視野に入れるようになった)。



◆女諸礼綾錦

- ・北尾辰宣作、寛延4年(1751)刊『女諸礼綾錦』も書札礼の庶民化を象徴させる往来物。町人向けの女性礼法書で、序文で、『女諸礼集』が長い間女性礼法の模範とされてきたが、多くは貴婦人のためのもので、庶民女性にはあまり役立たないため、『女諸礼集』から庶民にふさわしくないものを除外し、必要な事柄を新たに書き加えたとする。
- → 庶民になじみのない宮中用 語や作法のほとんどを省く一方、 女性教訓一般や諸芸(手習い・手



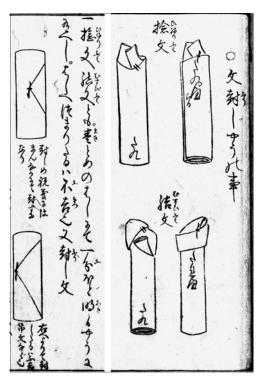


紙・和歌・歌かるた・貝覆い・茶道・香道)、家政(妙薬・染め物・裁縫等)関連の記事を大幅に増加。『女諸礼集』から『女諸礼綾錦』へのリライトは、まさに上流武家の女性礼法書から『女重宝記』以来の本格的な庶民生活百科への改編であった。
・『女諸礼綾錦』六之巻「諸芸 嗜之巻」に庶民女性用の書札礼――「町方通用」の手紙模範文を紹介した「文した」めやう

①手紙文は相手の身分をよく考えて書くことが大切。敬うべき人への 粗略も、並みの人への不相応な敬いも非礼。

の事!「料紙の事!「文封じやうの事!等――が見える(以下はその要旨)。

- ②文中に「かへすがへす」と書くのは祝儀状一般の場合だが、婚礼祝儀 状には「なをなを」「かへすがへす」「重々めでたく」「万々御よろこび」などの重ね言葉を使わない。弔状も同様。
- ③祝儀や見舞いに贈り物をする場合に、祝儀や見舞いのしるしに贈り物をする旨を書くが、本来は手紙を送ることが第一義であって、贈り物で祝儀を祝うものではない。
- ④婚礼や五節句の祝儀状は、先の安否を問わずに直接祝儀の祝意を述べる。相手の家が無事だからこそ祝儀が調う。その礼状では、まず手紙の礼と相手の息災を喜ぶ言葉を書き、その後で祝儀の礼を述べる。上下ともに相手の安否を問う場合には必ず自分の用件の前に書くのが礼儀。
- ⑤上々は位によって用紙の大小・厚薄の違いがあるが、町人は ^{対いばら(すぎはら)がみ} 杉 原 紙 を通用とする。下々といえども分相応の紙を用いる。
- ⑥用紙は大体2枚重ね。文面が長い場合は文章の余り2、3行を裏へ返す。「かしく」のみの裏書きはしない。
- ①捻 文は敬う相手に使う。下輩へは結 文(図)。今日では、上下ともに結文を用いて、捻文を略儀と心得るが間違い。 結文は結び目に皺が寄って読みにくくなるので貴人には用いない。
- ⑧脇付は、「参る人々申給へ」「人々申給へ」「申給へ」「参る人々」「申候べく候」、返事脇付は、「参る御返事人々御中」「参る御返事申給へ」「御返事申給へ」「参る御返事」「御返事」の順に敬意が強い。
- ⑨捻文・結文ともに巻留は端から一分(10分の1)程あける。封じ文の封じ目は、祝儀は中央、弔状は右寄りにする(図)。
- ⑩祝儀文の返事はその場で書き、そのまま使者に渡す。後から返事を送るのは弔状の作法。
- → 上記のうち②は既に『女房進退』や『をむなかゞ見』にも見られたが、③、④、⑦、⑨、⑩のように、婚礼状、その他祝儀状、弔状など慶弔事に関する作法が詳細かつ具体的になっているのが特徴。庶民にとって最も重要な手紙がこれらの吉凶事に関するものであったことをよく示している。



◆〈新増〉女諸礼綾錦

- •天保12年(1841)刊『新増 女諸礼綾錦*31』下巻「女諸通用文章」は江戸後期の女性書札礼で最も詳しい例。上・中巻「女諸礼綾錦」、下巻「女諸通用文章」の3冊本で、前者は木村繁雄編、後者は蔀関牛編。
- ・寛延4年(1751)刊『女諸礼綾錦』を要約した箇所が多いが、単なるダイジェストではなく、①寛延板巻之三「懐姙の巻」の内容を全て削除し、②下巻を女用文章と女性書札礼だけで構成するように、女文に関する内容をかなり充実させた点が最大の変更点*32。
- →『女諸礼集』から寛延板『女諸礼綾錦』、そして本書に至る過程で、高貴な女性に必要とされた諸礼法や宮中生活での心得が排除される一方で、「重宝記」的性格を強め、庶民女性に必要とされた生活心得や家政的知識の比重が高まった。庶民が武家礼法に学ぼうとしたのは、日常生活に必要な基本的な作法であった。
- ・本書下巻頭書「女書札式」は江戸後期における庶民女性の書札礼の一つの頂点。全41力条のうち「万たちものする大吉日」「不成就日」「願成就日」「十二月の異名」の末尾4力条は書札礼ではないから実質37力条。



(1)文 章差略こいろえの事

手紙は相手に意志を伝えるものであるから、まず第一に読みやすく、正しく書くことが肝要である。女の手紙は「仮名にして、言葉やはらかに、媚ず、なまめかず、男めかず、やすらかに、おとなし」いのがよい。恋の言葉遣いや流行言葉を書いてはならない。また、手紙文は相手の身分をよく弁えて書く。主人や目上の者への手紙は十分に敬意を払って文字を正しく書く。

- (2) 上分うやまひの文言
- *上輩への手紙に用いる言葉として「御両所様」「御寮人様」「御新嫂様」「旦那様」「御後室様」「奥さま」「御書」
 「御事りきあり」
 「御事」「かしまま」
 「御事」「かしまま」
 「御事」「かしまま」
 「御事」「かしまま」
 「御事」「かしまま」
 「御事」「かしまま」
 「御事」「かしまま」
 「御事」「かしまま」
- (3)中分のことばづかひ
 - •中分の文言(21語)…「そもじ様」「そなた様」「御もと様」「御とり々々様」「こなた」「爱もと」「おまへ様」ほか。
 - 下輩への文言(12語)…「そもじ」「そなた」「其もと」「御無事」「めでたく候」「悦 入候」「頼 申候」ほか。
- (4) 彼方此方文言のわきまへ

自分のことに「御」を付けない。「御げんのふし」は無礼なので「御見参」「御げんもじ」と書く。

(5)ふつゝかなる方への文の心得

幼い子どもや不束な者への手紙は、正しい仮名文字で読みやすく書くべきで、わけもなく散らして読みにくくせず、一字離して書くのが良い。

(6)すみいろこ>ろえの事

墨色の濃淡に気を付けよ。用紙の墨付具合によって墨色を変える。

(7) すみつぎこ\ろえの事

行ごとに濃く、薄くなるように墨継をする。特に並べ書きの場合は、1行目から2行目の3分の1までを(文字の切れないように)枯れ筆のまま一気に書き、そこで墨継をする。このようにして口から奥までを交互に濃淡を変えて書き、しかも墨継の高さが揃わないようにする。ただし、相手の名前などは必ず墨継をする。このほか神仏の名、苗字、地名、物の名、進物の数量などは語句の途中で切らない。

(8) 進物文こゝろえの事

進物を贈る時の手紙は、まず何々の祝儀(または見舞い)を申し上げる意の言葉を述べ、その印として進物を贈る旨を書くのが一般的だが、進物品がないと粗略であるように心得るのは大きな間違い。手紙を送ることが第一義であり、進物は手紙のついでに贈るもの。その礼状にも同様に心得るべきである。進物品で祝儀を賀するのではない。

(9) 角事文こ\ろえの事

用事があって出す手紙でも、最初から用件を切り出すべきではない。時候の挨拶を述べ、先方の安否を問い、その後で

用件に入る。当方の用件を述べてから相手の息災を祝うというのは大変な無礼である。

(10) 文言に遠慮ある事

「何々の御」をできている。「若子様がでの御」である。「若子様がでの御節句にて味かし賑々しく御かざり、御もてなし遊ばし候はん」などと先方の事を細々書くのは推量が過ぎてよくない。「いよ々々御機嫌よく御入なされめでたく」と書くのは返状はよいが、往状では押し付けがましい。「いよ々々御もじに御入なされ候や」と伺うように書く。また、わずかばかりの品をもらったのに「珍らしき御品送り下され山々 添 御礼申 気しなふ存じ」と仰山に書くのも相手を嘲るようでよくない。このように、文面に過不及のないように気をつける。

(11) 西季時候文言の事

時候の言葉は端作(手紙の冒頭語)に続けて時節をよく注意して次のように書く。

寒明けより正月20日頃まで「余寒つよく候へども」、正月20日頃より2月中旬まで「余寒のふしに候へども」……

(12) 遠所へ遣す文のこゝろえ

遠方への手紙は横文にする。疎遠がちになるので、言葉遣いの行き届くように細々と書く。また、書き落としなどがないか文面をよく見直す。文面の最後に自分の名、月日、相手の名の順に書く。

(13) 男子へ遣す文のこゝろえ

男性宛の手紙は散らし書きにせず、文章は簡潔にきちんと書く。細々とは書かず、また、「なつかしく」「ゆかしく」などの馴れ馴れしい文言を使わない。若い女性の場合は、男性との通信は口上か、封をしない口上書にすべきである。

(14) 貴人へ用事ある文の心得

貴人への手紙はお側に仕える女性宛の披露文にする。*以下『難波津』同様の文面の例を掲げる。

(15)かへすがへすと書く文の事

「かへすがへす」は祝儀状全般に用いるが、婚礼祝儀状には使わない。

(16) 諸祝義文したゝめやうの事

五節句・隠居・家督相続・店開き・元服・安産・移従・棟上げなどの祝言状は1枚重ねにして書く。立文・横文とも散らし書きにする。折文は表だけに書くべきだが、裏へ言葉を返す場合は2、3行書くようにする(1行にしない)。

(17) ちらし書こゝろえの事

散らし書きは文面の続き具合が分かるように、つづまやかに書く。手紙の前後も分からないほどに散らすのは、読みにくく煩わしいばかりでなく、大変無礼でその人の心の程が知られる。とかく手紙は謹んで書くべきである。

(18)婚礼祝言文ころえの事

婚礼祝儀状は墨黒に書く。重ね言葉は使わない。*『女消息華文庫』とほぼ同様だが語彙を増補。

(19) 祝言の文こ ろえの事

慶事に送る祝言状は、相手の安否を問わずに、端作の次にすぐに祝意を述べる。* 以下『女諸礼綾錦』と同様。

(20) 同かへし文こゝろえの事

祝儀状への返事はその場ですぐに書く。先方の使者を返した後で返事を送るのは弔状の作法である。

(21) 病気覚迦文こ\ろえの事

病気見舞状では、病人の名や「御快く」「御本復」などの字は墨黒に大きく書く。逆に病名や傷の「痛゚゚所」「痛気」、「御煩ひ」「御なやみ」などの字はかすり筆で細く小さく書く。

(22) 死去くやみ文こゝろえの事

電状は、重ね紙にせず一枚で書く。全体を薄墨で書く。冒頭に端作を置かずに、直接亡くなった人の名を書き弔意を述べる。2行目には「四字がすり」といって4字分枯れ筆で書く。「いよいよ」「猶々」「かさねて」「又々」などの重ね言葉、「よろしく」「めでたく」などはタブー。書止は「かしく」だけにし、日付の次に双方の名を書き、脇付も封じ目も「より」の字も書かない。立文・横文ともに□より奥へ端一杯に折る。捻文は左捻りにする。遠方への弔状の場合、他の用件は別の手紙に書く。

(23) かしくの訳

「かしく」は弔状には用いるべきでないという意見もあるが、「かしく」は「かしこむ」の略であり、「惶」の意であるから、 男文の「恐惶謹言」同様、全ての手紙に使ってよい。

(24) 月の異名をもちゆる事

月の異名は親しい間柄には用いて構わないが、上輩宛など正式な手紙には使わない。

(25) 文したゝめ終るこゝろえの事

手紙を書き終えたら、書き違いや言葉遣いに不都合がないか読み直してみる。話し言葉と異なり、手紙は言葉遣いが 目立つのでよく注意する。

(26) 料紙差別ころえの事

料紙は貴人は檀紙・奉書紙を使うが、平人は杉原紙を使う。ただし下々でも分に応じて紙の上中下を選んで使う。分を超えた紙は奢りだが、分限以下も無礼である。

(27) 料紙取あつかひこゝろえの事

料紙を用いるには、表の紙を1枚よけて、その次から使う。主人・貴人宛の手紙なら中程の綺麗な紙を使う。

(28) 同二枚かさねの事

料紙は大体において2枚重ねで書く。常の手紙は1枚でもよいが、貴人等への手紙は平常でも2枚重ねにする。

(29) 半切紙を用ゆるころえの事

(30)沓・冠あけやうこゝろえの事

1尺の用紙なら上を1寸、下を5分あけて書く。余白をあけすぎるのは見苦しいが、上方が詰まりすぎると捻文の際に文字に皺がよって無礼。半切紙の場合は上を5分、下を3分程あける。

(31) 竪文封じやうの事

立文の封は、捻文と結文の2種あるが、捻文は上輩、結文は下輩へ用いる。両者とも表に宛名と脇付、裏に自分(差出人)の名を書く。今時は上下おしなべて結文を使い、捻文を略儀のように心得る者もいるが、これは誤りである。捻文では捻目が手紙の文面にかからぬようする(従って、手紙を書く時には用紙の上部の余白を十分にとる)。

(32) 折文封じやうの事

封じ文は折文に用いる。雑用は半切紙でもよい。表書きは宛名を書き、その下に自分の名を書く。脇付は書かない。今日は脇付を書くがこれは正式ではない。封じ文は上包をした手紙であるから、文箱の上書と同様に考えて脇付は書かないのである。しかし、さらに文箱に入れるのであれば、脇付を書いて、裏に自分の名を書く。表の上の隅を少しあけ(あきが小さいほど敬い)、裏の中央で糊付けして封じ目を書くのは通常の手紙や祝儀状の作法である。また弔状の場合は、表の上の隅をなくして裏は左よりに封をし、封じ目は書かない。もし遠方への弔状ならば、「ノ」のように封じ目を引く。

(33) 半切を用ゆる文のころえの事

半切紙の手紙は奥に日付だけを書き、奥から口に向かって紙を巻き、表に宛名・脇付と自分の名を書く。通常の手紙は口から奥へ巻くことはない。

(34)文の巻どめこゝろえの事

立文・横文とも巻止の端が一分程あくように折る。ここが詰まっているのは不吉である。

(35)封んこゝろえの事

封じ目は上輩へは短く引く。長いのは下輩のみに使う。

(36)はしづくり高下の事

上々:一筆申上まいらせ候 上:一ふて示しまいらせ候 中:文して申入まいらせ候 下:ちよと示しまいらせ候 (返状)

上々:御文下され忝拝しまいらせ候 上:御文のやう忝拝しまいらせ候 中:御ふもし詠入まいらせ候…

(37) 脇付高下こ ろえの事

上々:参る人々申給へ 上:参る人々御中 中:人々申給へ 下:参る

(返状)

上々:参る御返じ人々御中 上:参る御返じ申給へ 中:御返じ申給へ 中の下:参る御かへし 下:御かへし

→『難波津』『女消息華文庫』『女諸礼綾錦』の影響が随所に見られるが、独自の内容も少なくない。特に第1条の手紙の基本や、第4・10・11条の言葉遣い、第25条の手紙文の推敲などは独自で、細心の配慮が感じられるし、第3条のようにあらゆる階層の女性を意識した点も新しい。江戸中期の女性書札礼を引き継ぎつつ、さらに女性書札礼の庶民化の路線上で適宜取捨選択が行われたことを物語る。

近世の女性書札礼の特色

①女性書札礼の一般化

本来、脇付は貴人宛ての書状に用いるものであったが、書札礼が一般化した近世では庶民女性も脇付を用いるようになった。そのため、脇付の有無よりも脇付の種類が重要となった。町人用の寛延4年(1751)刊『女諸礼綾錦』でも往状・返状それぞれ5種の脇付を掲げるが、中世の『女房筆法』(7種)や慶安3年(1650)刊『をむなか、見』(6種)と比べても遜色がない。近世の書札礼の通俗化は、多く簡略化の方向に進んだが、脇付は簡略化されなかった。その一方、特に高位の貴人に用いた「進上書」や「披露文」、中世の公家に広く行われた「小路名」などは徐々に影をひそめるようになった。

書札礼が普及した背景には、上流社会の文化を吸収して独自の文化に変えていこうとする庶民の好奇心や意志があり、庶民は武家社会の伝統をそのまま受容せず、庶民の実情に即して適宜修正を加えていった。

女性書札礼が、中世の閉鎖的・秘伝的性格から決別して、社会全体により広く普及していくためには、居初津奈によって試みられたような書札礼の簡略化が重要であった。

近世の女性書札礼は女性一般が共有し得た最初の書札礼であり、女性書札礼の公開・統合・取捨選択・修正・簡略化の動向は、庶民女性が書札礼を自らのものとしていく過程であった。

②女文における「女性らしさ」の追求

近世の女性書札礼では一般に「散らし書き」消息は女性専用とされた。女性宛てでも男性が「散らし書き」消息を書くことは敬遠された*33。長谷川妙躰が独特な「生字」の書法*34によって散らし書きを個性的かつ芸術的に表現したことは、女性としての強い自己主張であったと考えられる。

近世の「散らし書き」消息は中世とは異なる独自の方向に展開し、「散らし書き」消息における「かしく」の重複的使用、7段散らしといった複雑な散らし書きの形式を生むに至った。また、男性の準漢文体書簡における「かしく」の例は17世紀前半までの用文章には稀に見られたが、それ以降はほぼ女性独特の書簡用語として定着し、女文・和文に限って用いられるようになる*50 さらに、女文における女性らしさの強調に関して、居初津奈は書法よりも言葉遣いを重視したが、それ以後の女性書札礼では、女性らしい文面、女性らしい筆づかい、また、男性宛の手紙の心得(簡潔で距離を置いた文面)といった記述が目立つようになる。これも、男性とは異なる独自の文化を志向する女性側の主張の一つと見なせる。

③実際的•具体的記述

男女に限らず、近世の書札礼には種々の作法について丁寧で実際的な記述が多く見られたが、この点は、中世書札礼と異なる近世書札礼の特徴であった。例えば、時候の言葉や冒頭語、その他書簡用語などについて具体例を列挙したり、書札礼とともに例文を掲げたり、また、実際の用途に即した豊富な用例を載せるなど、近世の書札礼には実際的見地からの細やかな配慮が随所に見られた。

ただし、実用を旨として書簡作法・用語の由来や故実などをことさら詮索することがなかった反面、一般の祝儀状や婚礼祝儀状、弔状などについてはより詳細になった。書札礼の一般化の過程で慶弔関連の作法がより深化していった点は重要で、庶民女性の書札礼では、縦社会における待遇表現よりも横社会における同慶・同憂の表明に重点が置かれていたことを示す。特に婚礼状の作法は、庶民の婚礼式法の発達と相まって充実していったものと考えられるが、この背景として、婚礼書を始め各種の庶民礼法書が江戸中期以降に盛んに出版された事実も見逃せない。これらの庶民礼法書は、武家礼法のうち庶民に適した必要最小限の内容を抽出したり、さらに具体的・実際的観点から詳述するものが多く、近世の女性書札礼と同様の傾向を示した。

◆近代への継承

近世の女性書札礼には概ね上記のような特色が見られたが、その影響は明治中期にも確実に見られた。今、その一例を示すと、坪谷善四郎編『日本女礼式大全』*36 がある。本書は、①総論、②婚姻、③出産、④教育、⑤奉仕、⑥交際、⑦身じまい、⑦諸芸、⑧製造手芸、⑩家事経済に関する10編からなる女性百科的教養書で、その第8編第1章「作文のしをり」に「文の書き様」と題した12カ条の書札礼を掲載する。編者凡例では、本書が近世の礼法書や各分野の有識者の意見を積極的に導入して数度にわたる改訂を経たことを述べるが、この12カ条のほとんどが近世の書札礼を踏襲したものである。すなわち、第1条は北尾辰宣の『女諸礼綾錦』「文したゝめやうの事」のほぼ全文、第2~11状は居初津奈の元禄3年(16

90) 刊『女書翰初学抄』「文かきやうの指南十ヶ条」から、書簡作法に縁遠い「扇・短冊書き様」の部分を除いた全文を丸取りしたもので、結局、本書独自の記事は次の第12条のみである。

総べて文をかくは一詞の代りに用ふるものにて、人々まのあたりに逢ふ時は、一詞にて物がたるも、離れるて用のある時は、文に書とりて思ふ心をかなたに通はす事なれば、我思ふ心を彼方によく分るやうに書くを第一とす、僅の用を長々とかきついりて、徒言の多きは読むにも煩はしければ、なるべきたけ贅言を省き、簡短ならんと心がくべし、また、其書きたる文字の明かによめざれば、我思ふことかなたに通ぜぬ物なり、故に書簡は手のよしあしよりも、先づ第一に読み易くかくをよしとす、いかによく書きても読かたきは何のかひもなきなり、たいしい事は生として俗用文の上にいふ事にて、雅事の文は詞を優美に飾りて書くべし、例へば用ありて物語るときは詞がく手短かに語り、雅事は、事の文は言なを優美に飾りて書くべし、例へば用ありて物語るときは詞がく手短かに語り、雅彦は、東京ではたとひを引きて細かに語るの類なり、其の外日用の書簡対はおりまたは規則正しき証拠となるべき文書の例は本書の整頭に掲げたれば、就て見るべし、因りて次の節には書簡封じ様のことを説くべし、

このように、津奈の書札礼から210年、辰宣のそれからしても150年を経た明治後期にもその影響を認めうるのであり、 津奈の書札礼や辰宣の諸礼法が長期にわたって女性礼法の基本とされたことを示す。

ただ、簡潔明瞭を旨とする上記の心得が「俗用文」、すなわち日常的な用件中心の手紙の場合について語られていることは注意すべきである。ここでは「俗用文」と「雅事の文」とを区別し、前者は簡潔明瞭に、後者は優美に飾って書くべきだとする。本書鼇頭(頭書)の「日用消息文例」によれば、「雅事の文」は「新年の文」「花見の文」「三月三日の文」といった四季・五節句の祝儀状、「暑気見舞の文」「寒気見舞の文」等の寒暑の挨拶状、「歯染の文」「婚礼の文」「平産の文」「病気見舞の文」「弔ひの文」「帰宅よろこびの文」「入学祝の文」など吉凶事に伴う手紙などを指し、他方、「日用文」は「小間物注文の文」「手紙を預かる文」「物を借りに遺はす文」「主人の出先へ来客をしらす文」など諸用件の手紙や「欠席届」「受取証」などの公用文を指すが、証書・届書・願書といった公用文書の例文・書式が明治期の女用文章に初めて導入されたのは、女性の社会的立場の向上の表れでもあった。

ただし、同書頭書「文に用ふべき詞」に、

^{あやびごと} ぞくよう **雅 事と俗用とを問はず、婦人の文章はなるたけやさしき詞 を用ゆるをよしとす…**

と述べたり、また、消息用語について、

と説くのは、女文の理想が根本においては近世と同様であることを示していた。

このように明治期の女性書札礼は、状況に応じて雅文・俗文を使い分ける必要を説いており、用件中心の俗文では口語・日用語を中心とした簡潔な文面、逆に祝意その他の心情や風情を述べる手紙などは雅語・文語の修辞に富んだ文面が適当とされたのである。

◆近代へ継承されなかった散らし書き

以上は、近世から近代へ継承された点であるが、逆に、女文に関する作法のうち、近代化の過程で消滅していった最大のものが消息文における「散らし書き」であった。

第三章で触れたように、「散らし書き」消息は特定の相手に対して特定の状況下で用いられたが、近世の女性書札礼にはほぼ次のような作法が見られた*37。

- ①男性から女性、また女性から男性への手紙には散らし書き禁止。(異性間および男性の使用禁止)
- ②宛名人の身分については問われないが、散らし書き自体が貴人のものという意識が徐々に生じた。(庶民にとっては非日常的・特殊な書法)
- ③散らし過ぎない*38。また、相手に理解できる文言や表記を用いる。(散らし方や表記に関する配慮)
- (4)祝言の手紙には散らし書きがふさわしい。(祝儀状での使用)

しかし、時代とともに女用文章から「散らし書き」は消滅していった。江戸後期の女用文章では「散らし書き」を他の例文と区別し、「付録」など特殊な例として掲載したり、特定の祝儀状に限って数例を散らし書きにする場合が多くなる。江戸後期には「散らし書き」消息はもはや特殊かつ装飾的な意味しか持たなくなり、やがて、通常の消息文からは一掃されるに至った。散らし書き消息の消滅時期は、次の例からすれば明治30年代以前であろう。

すなわち、明治30年(1897)刊『日本女礼式大全』(活版)には「散らし書き」消息は1通もなく、「文の書き様」12カ条の書

札礼中の「文字のすがたをやさしく書かんとて、読みわけがたきは無礼なり…」の1カ所に「散らし書き」消息に関する記述が見える。ただし、これは居初津奈の書札礼の模倣に過ぎず、本書に「散らし書き」消息が全く掲載されていないことからすれば、その真意は「読わけがたきは無礼なり」にあったとも解される。逆に、下巻第2章「和歌のしをり」には色紙和歌の散らし書きを図示して、「歌はちらしに書くを宜しとす、ちらしやうはさまざまなり、しゐてかいはる可らず…」と述べるから、散らし書きが特殊な書法で、一般女性に必須な教養でなかったことが明白である。こうして一般女性と散らし書きとの接点はほとんどなくなり、以後、散らし書きは専門書道家の特殊技能となっていったのである。

この変化に拍車をかけた最大の要因は活版印刷の進展であろう。

実際に散らし書きを活字で表現しようとすると、それが極めて困難なことは自明の理である。まず大字で雁行様に散らして第1段は末尾で折り返されて、第2段以降の「返書」となるが、その際、折り返されるたびに文字が小さくなって、字高も変えられる。従って、活字の大きさ・行間・文字の配置の多様性、斜めに活字を散らす雁行と活版の行との不具合など種々の問題が生じるのである。仮にこれを活字で再現したとしても、連綿体における語句の句切りや墨継ぎの位置が分からなくなるばかりか、もはや連綿の美しさも存在せず、散らし書きの生命は完全に失われてしまう。

さらに、明治30年代の教育書体・字体の統一は、女子教育から散らし書きを一掃する決定的契機になったと考えられる。この点に関して、小椋秀樹氏は明治時代が文字史上の大きな転換期と指摘し、次のように述べている*39。

明治33年に制定された小学校令施行規則では、ひらがな・カタカナ字体の整理が行われた。ふるくから用いられてきたさまざまなひらがな字体、カタカナ字体からひとつの字体が選ばれ、選ばれなかったものは、変体がなと呼ばれるようになった。また、出版活動では、明治初期には和装本(版本)が中心であったのが、活字による出版へと変化していった。その結果、版本に見られるような草書的な書体は姿を消し、一字ずつ切り離された楷書的な書体となった。

近世初頭に連綿美のゆえに古活字版を捨てた日本人が、約400年後に今度は連綿体や散らし書きを放棄する結果となったのである。このように、木版印刷から活字印刷に移行する段階を経て、「散らし書き」は女子教育から排除されることとなり、ここに「散らし書き」消息は終焉の時を迎えたのである。

- *1 橘豐『書簡作法の研究・続篇』(昭和六○年 風間書房)六頁。
- *2 [補注] 現在伝わる最古の書札礼は「嘉禎三年(一二三七)林鐘廿日」の識語を持つ『消息耳底秘抄』である(『群書類従』巻一四四*家蔵原本)。跋文には、仁和寺の守覚法親王が三条実房と中山忠親に尋ねて著した旨を記すから、本書の撰作年代は守覚法親王が没した建仁二年(一二〇二)以前、ほぼ一二世紀末の成立である。一方、女性書札礼の最初と思われる『女房筆法』は、後述のように室町後期の一六世紀半ばの成立と推定されるから、その間約三五〇年である。しかし、これはあくまでも現存する書札礼についてであり、男性の手紙と同様に女性の手紙に関する作法や慣習はさらに古くから存在していたはずである。
- *3 前掲『書簡作法の研究・続篇』一〇〇頁。
- *4 前掲『書簡作法の研究・続篇』一〇頁。
- *5 真下三郎『書簡用語の研究』(昭和六〇年 渓水社)。
- *6 本書は消息用語を列挙した往来物であり、書札礼書ではない。真下氏も特殊な武家用書札礼の一種と断ったうえで掲げている。
- *7 現在本書は全二巻として伝わるが、この上下巻は全く別の時代に作られたものであり、さらに各巻とも著者や性格の異なる二書を合綴したものという。真下氏によれば、まず上巻前半部の書札礼(良祐作か)と同後半部の書札礼『筆伝抄』(盛定作)の二つが鎌倉初期に成立し、さらに幾星霜を経て、室町初期頃の書札礼と筆道書の二冊が下巻として増補されて現在の形になったと説明する。要するに本書は、本来別々の四つの書から出来ているのである。
- *8『群書類従』巻第一四四(続群書類従完成会『続群書類従』九巻)所収。なお本書の成立年代の考証については『書簡作法の研究』一五三頁以降に詳しい。
- *9 前掲『書簡作法の研究・続篇』――頁。
- *10 書状の包み紙の上下をひねって折り込んだ書状形式。
- *11『群書類従』巻第一四四(続群書類従完成会『続群書類従』九輯)所収。
- *12 橘豊氏は前掲『書簡作法の研究』一五八頁で、本書の記載から「婦人宛の書状が、単なる恋文だけでなく、文書として重視すべきものを含むやうになつてきたといふ、当時の情勢をも考慮すべきであらう」と指摘する。
- *13『群書類従』巻第四七二(続群書類従完成会『群書類従』二七輯)所収。
- *14『続群書類従』巻第九一七(続群書類従完成会『続群書類従』三一輯下)所収。ただし不完全である。
- *15『群書類従』巻第一四五(続群書類従完成会『群書類従』九輯)所収。なお、本書の成立については前掲『書簡作法の研究』一七四頁以降を参照。
- *16『続群書類従』巻第七〇二(続群書類従完成会『続群書類従』二四輯下)所収。
- *17『群書類従』巻第四一三(続群書類従完成会『群書類従』二二輯)所収。
- *18『続群書類従』巻第六八九(続群書類従完成会『続群書類従』二四輯下)所収。
- *19『女房進退』『女房筆法』とも、『続群書類従』巻第七〇一(続群書類従完成会『続群書類従』二四輯下)に所収。

- *20 島田勇雄•樋口元巳校『大諸礼集』(東洋文庫五六二 一九九三年 平凡社)解説二四〇頁。
- *22 その後、本書の影響下に寛延四年(一七五一)刊『女諸礼綾錦』(北尾辰宣編)や天保一二年(一八四一)刊『新増 女諸礼綾錦』(木村繁雄・蔀関牛編)などが編まれたが、これらでは書札礼についての記事が増補された。
- *23 例えば寛永九年(一六三二)九月刊『大諸礼集』(京都・中野市右衛門板)全七巻では、巻六・七「書札之次第」に詳細な記述が見られる。
- *24 朝倉治彦•深沢秋男編『仮名草子集成』第一一巻(一九九〇年 東京堂)解題二六九頁。
- *25 伊木壽一「書状の変遷」(岩波講座『日本文学』第一七回 昭和七年 岩波書店)五一頁によれば、近世の女文の特色として、「御」「お」「まいらせ候」の多用が目立ち、特に「御」の字を自己にも用いることが激しくなり、さらにこれを名詞の上に重ねて「おみ帯」「おみ足」などと使うようになったことを指摘する。また、「御目もじ」「御はもじ」などの文字詞や「いつも~~」「何とぞ~~」のごとき重ね詞も多く用いるなど前代よりも文体がなだらかに柔らかくなっていることからも、「江戸時代の女消息は一般に余程女らしく変つて来たと云ひ得る」が、「文学上の価値は却つて劣る」としている。 *26 ここの「御さかな」は四字連綿体ではなく、「御・さ・かな」と切れている。以下同様。
- *27「さかな」の三文字は連綿体である。
- *28「可」のくずし字である。
- *29 当時は、「殿」よりも「様」の方が敬意が強かった。
- *30 この点、第三章に掲げた津奈の弔状は一七行と極めて長い弔状になっている。
- *31 本書は直接に寛延板の『女諸礼綾錦』の改編版だが、その起源は万治板『女諸礼集』にある。ほぼ九○年ごとに『女諸礼集』→『女諸礼綾錦』→『新増女諸礼綾錦』と、内容を大いに変化させてきた女性礼法書であった。
- *32 以下、『新増 女諸礼綾錦』に至る改編過程は、『江戸時代女性文庫』第四○巻解題(拙稿 平成七年 大空社)参照。
- *33 ただし近世初頭には中世の書札礼からの影響が色濃く残っており、男性が女性宛てに「散らし書き」消息を綴ることは珍しくなかったようである。『伊達政宗書状』(仙台市博物館収蔵資料図録③ 平成二年)には一二二通の書状が収録されているが、このうち三通は「散らし書き」消息(全て女性宛)である。全体からすれば女性宛ての手紙の多くは並べ書きであるが、政宗は同一の女性に対しても散らし書きと並べ書きの両方を用いているから、この使い分けは文面やその時の心情によるものかもしれない。また、男性宛てにも「かしこ」で結ぶ女文をしばしば書いているが、いずれも並べ書きである。
- *34「生字」は妙躰の書論を集約した重要な言葉である。実際の女筆指南では、妙躰は「生字」について説き、自ら揮毫してその真髄を会得させるべく指導したと思われるが、女筆手本の中では「生字」について多くを語っていない。わずかに享保一〇年刊『錦乃海』に見える記事ばかりである。詳細は八〇~八一頁を参照。
- *35『誹風柳多留』(岡田甫校訂『五+音順・諫風 柳多留全集・索引編』(昭和五九年 三省堂))に「師匠様かしくと以上別に置」(四篇)、「師匠様かしくの方は世話がなし」(七〇篇)という川柳が見えるのは、「かしく」が女性固有の書簡用語と見なされていた証左であろう。
- *36 明治三〇年(一八九七)初刊(博文館刊)で、家蔵本は明治三六年再版本である。同刊記に「訂正十二版」とあるから、かなり普及した女性教養書である。
- *37 詳細は第三章二項「散らし書きの作法」を参照。
- *38 宝暦九年(一七五九)刊『女千載和訓文』「文のかきやう指南」に、「もんじのすがたをやさしくかゝんとして、ちらしてよみかたきはふれいなり。てん、ひき、すて、余りなかくはひくへからす」とあり、これは居初津奈が最初に述べて以来、多くの女性書札礼に見えるから、妙躰流のような散らし書きを通常の手紙には使用すべきでないというのが社会通念であったと思われる。また、散らし過ぎると遊女めいてよくないという意味合いも含まれていた。
- *39 小椋秀樹「明治期の女子書簡文における「参らせ候」の衰退」(大阪大学国語国文学会『語文』六七輯 平成九年二月)四〇頁。